

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び同月〇日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの間、A所在のB会社等において、護岸用の間知ブロックなどの運搬作業等に従事し、その後、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、C所在のD会社（以下「会社」という。）に所属し、廃棄物の収集運搬作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「肺がん（扁平上皮癌）」（以下「本件疾病」という。）と診断され、左肺全摘術を受けた。

請求人は、本件疾病を発症したのは、石綿粉じん作業において石綿にばく露したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人に発生した肺がんは、①胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること、②胸膜プラークの広がり胸壁内側の4分の1以上であり、かつ、石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あることのいずれかの要件により業務起因性が認められる旨、また、請求人の石綿ばく露作業従事歴、乾燥肺重量1g当たりの石綿小体本数のいずれもヘルシンキ基準に照らし、肺がん発症の相対危険度が2倍以上になることから、業務起因性を認めるべきである旨主張する。

(2) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「現認定基準」という。）を策定している。

現認定基準は、平成18年認定基準（「石綿による疾病の認定基準について」平成18年2月9日付け基発0209001号）が示されて以降の医学的知見等を収集し、医学専門家等が検討の上取りまとめた石綿による疾病の認定に関する検討会の報告書を踏まえて策定されたものである。

当該検討会においては、請求代理人が主張するところのヘルシンキ基準、すなわちヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポート（1997）の内容はもとより、当該内容に批判的な医学文献も含め、新たな知見について必要な検討がなされたものと認められるところ、当審査会としても、当該検討会の報告書を

踏まえて策定された現認定基準の肺がんに係る取扱い、すなわち、業務によって肺がんの発症リスクが2倍となる石綿の累積ばく露が認められる場合に業務上の事由によるものとみなす取扱いを妥当なものと考えことから、以下、現認定基準に基づき検討する。

(3) 肺がんの原発性

請求人に発症した本件疾病は、平成○年○月○日付けF医師作成の診断（意見）書、平成○年○月○日付けG医師作成の意見書から、当審査会としても原発性の肺がんであると判断する。

(4) 石綿ばく露に関する医学的事項

ア 石綿肺の所見

G医師作成の上記意見書から、当審査会としても石綿肺の所見は認められないと判断する。

イ 胸膜プラークの有無

胸膜プラークの有無について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、CT画像では、右側は気管分岐部のやや尾側に、左側はそれよりもさらに尾側に限局的な胸膜プラークを認め、手術中は、開胸肋間よりも2肋間ほど尾側に限局的な胸膜プラークを認めたとしている。G医師は、上記意見書において、CT画像によれば、明らかな胸膜プラークは認められないとしているが、平成○年○月○日付け意見書において、E病院より提供のあった手術中の映像によると、胸膜プラークが認められるとしている。ただし、映像中の胸膜プラークの程度から、胸腔内側の1/4以上の広がり認められない旨述べている。

以上のとおり、F医師は、手術時に胸膜プラークが認められたとし、G医師もこれを肯定していることから、当審査会としても請求人には胸膜プラークが認められるものと判断する。なお、当該胸膜プラークについては、F医師も限局的としていることから、胸腔内側の1/4以上の広がり認められないものと判断する。

ウ 石綿小体の数量

H病院による石綿小体の計測結果によると、乾燥肺重量1g当たり1750本とされている。これは、職業ばく露が疑われるレベル（乾燥肺重量1g

当たり1000本)を超えるものの、認定基準に示された本数、すなわち肺がんの発症リスクが2倍になる累積石綿ばく露量に相当する指標としての乾燥肺重量1g当たり5000本を下回っている。

エ びまん性胸膜肥厚の併発

上記F医師作成の診断(意見)書から、認定基準に示されたびまん性胸膜肥厚を併発しているものとは認められない。

オ 上記アないしエのとおり、請求人には、石綿肺の所見、びまん性胸膜肥厚の併発は認められず、また、石綿小体の数量は、認定要件である乾燥肺重量1g当たり5000本以上を満たしていない。

一方、胸腔内側の1/4以上の広がり認められないものの胸膜プラークが認められることから、請求人の石綿ばく露作業への従事期間が10年以上認められるかが問題となる。

(5) 石綿ばく露作業への従事期間

請求代理人は、請求人がB会社、I会社及びJ会社在籍中にも粉じんにはばく露していた可能性があり、粉じんばく露作業歴は10年以上であった可能性が高い旨主張するので、以下、順次検討する。

ア 昭和○年○月から昭和○年○月までB会社において、護岸用の間知ブロックの運搬作業等に従事していたというが、決定書理由に説示するとおり、護岸用の間知ブロックに石綿が含まれていたものとみることとはできない。また、請求代理人は、請求人が運搬していた間知ブロックは塗装済みのもので、その塗料等に石綿が含まれていた可能性がある旨主張するが、本件一件記録を精査するも、塗料等に石綿が含まれていたことを事実として推認するに足る客観的な証拠は認められない。

さらに、この間、トラックのタイヤ交換時等にブレーキパッドに含まれる石綿にはばく露した旨主張するところ、当該作業時等に何がしかの石綿ばく露があった可能性は否定できないものの、請求人の作業態様はブレーキ装置そのものの分解・修理作業を行うものではないことから、少なくとも認定基準に示された石綿ばく露作業と同程度以上のばく露があったものと推認することはできない。したがって、この間の作業を石綿ばく露作業と認めることはできない。

イ 昭和〇年〇月から昭和〇年〇月頃までI会社において、B会社と同様の作業に従事していたという。

請求人のI会社での就労の事実について客観的に確認することはできないところ、いずれにせよ上記アと同様に、この間請求人が石綿ばく露作業に従事したものと認められない。

ウ 昭和〇年〇月から平成〇年〇月までK会社（J会社）において、護岸用の間知ブロックやテトラポッドの型枠などの運搬作業等に従事していたというが、決定書理由に説示するとおり、運搬物に石綿が含まれていたものとみることとはできず、また、トラックのタイヤ交換等の作業を石綿ばく露作業と認めることはできないことから、この間請求人が石綿ばく露作業に従事したものと認められない。

エ 平成〇年〇月から同年〇月までL会社において、海上コンテナの運搬作業等に従事していたというが、請求人のL会社での就労の事実について客観的に確認することはできないところ、決定書理由に説示するとおり、コンテナの積荷は具体的には定かでなく、また、トラックのタイヤ交換等の作業を石綿ばく露作業と認めることはできないことから、この間請求人が石綿ばく露作業に従事したものと認められない。

オ 平成〇年〇月から平成〇年〇月まで会社において、平成〇年〇月までは廃棄物の運搬作業等、平成〇年〇月以降は事務職としての業務の合間に廃棄物の運搬作業等に従事していたという。

請求人が取り扱った廃棄物は、一般廃棄物、建築・建設廃棄物、産業廃棄物であるところ、請求人が石綿にばく露したものと推認されるのは、スレートやボード等の廃材が含まれる建築・建設廃棄物の運搬作業等である。また、産業廃棄物の中にも石綿を使用した廃家電等を含む場合があったものと推認されるが、どの現場の廃棄物も石綿を含んでいたものとみることとはできない。これに対し、一般廃棄物の運搬作業等においては、石綿にばく露する可能性は高いものと考えられる。

なお、請求人が従事した廃棄物の運搬作業等における石綿ばく露は、常態としてのばく露ではなく、廃棄物の積込み及び積卸し時の間欠的なばく露とみるのが妥当である。

以上の点を踏まえて、請求人の会社における石綿ばく露作業への延べ従事期間を、請求人に不利益とならないよう、請求人の主張に基づき最大限推算すると、次のとおりである。

(ア) 会社へ入社して（平成〇年〇月〇日）から事務職（業務主任）に異動する（平成〇年〇月〇日）まで

請求人は、正社員になって（平成〇年〇月）以降、建築・建設廃棄物を取り扱う部門や産業廃棄物を取り扱う部門での勤務が多くなり、おおむね、一般廃棄物部門 2 割、建築・建設廃棄物部門 5 割、産業廃棄物部門 3 割の頻度で現場作業を行った旨述べている。この間延べ〇年〇か月のうち、建築・建設廃棄物部門及び産業廃棄物部門の現場作業を行った期間について、すべての現場の廃棄物に相応の量の石綿が含まれ、常態として当該廃棄物を取り扱ったものとみなすと、石綿ばく露作業従事期間は約 2 年 9 か月相当となる。

(イ) 事務職に異動して（平成〇年〇月〇日）から退職する（平成〇年〇月〇日）まで

請求人は、事務職に異動となってからは、運転手の要員不足等の状況に応じて、収集部門を問わず、おおむね、週に〇日、配車作業に影響がないように〇時間程度現場作業を行っていた旨述べている。この間延べ〇年〇か月のうち、週に〇日、〇時間程度建築・建設廃棄物部門及び産業廃棄物部門の現場作業を行った期間（建築・建設廃棄物部門及び産業廃棄物部門の現場作業はこの間の現場作業全体のそれぞれ 1 / 3 を占めていたものとする）について、上記（ア）と同様に推算すると、石綿ばく露作業従事期間は約 1 年 5 か月相当となる。

(ウ) 請求人の会社における石綿ばく露作業従事期間は、上記（ア）及び（イ）から、最大約 4 年 2 か月相当と推算される。

カ 以上のとおり、請求人の石綿ばく露作業従事期間は、請求人に不利益とならないよう最大限推算しても 10 年には満たないものと判断する。

なお、仮に上記アないしウにおいて、間知ブロックやその塗料等に石綿が含まれていたものとしても、請求人の作業態様から推認されるばく露状況は、間欠的であって、かつ、相応の濃度のばく露とみることはできないことから、

いずれにせよ請求人の石綿ばく露作業従事期間は、10年には満たないものと判断する。

(6) 上記(2)ないし(5)により、請求人に発症した本件疾病は原発性であると認められるものの、認定基準に示された認定要件を満たさないことから、業務上の事由による疾病とは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。